

県民の皆さまへのお願い（5/5）

- 県民の皆さまの大変なご協力、ご尽力により、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大はかなり抑制できていると考えております。この場をお借りして、県民の皆さまに改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。
- 昨日、国の緊急事態宣言の期間が今月末まで延長され、国の基本的対処方針も変更されました。
- 昼夜を問わない不要不急の外出自粛につきましては、4月9日からお願いしてまいりました。そして、接待を伴う飲食店やカラオケボックス等への休業要請、その他の飲食店等への営業時間短縮の協力要請を4月24日から5月6日までお願いしました。これらの要請につきましては、明日5月6日をもって解除させていただくことにいたしました。
- 一方で、5月7日から5月末まで、引き続き自粛をお願いするものもございます。
- 1点目は、不要不急の他県との往来自粛です。全都道府県を対象とした緊急事態宣言の期間延長の主たる趣旨の一つには、都道府県を越える人の往来を抑制しなければならないという要請がございました。この趣旨を踏まえまして、観光などにおける県外からの来高を含め、県境を越えるような移動については、引き続き、自粛をお願いいたします。
- 2点目は、国の基本的対処方針に明記された「夜間の繁華街の接待を伴う飲食店」や、これまでにクラスターが発生した場所などにつきましては、県民の皆さまに出入りを自粛していただくようお願いいたします。事業者の方々への休業要請等は解除いたしますが、県民の皆さまの外出自粛の一環として、これらの場所に限って出入りの自粛をお願いいたします。
- そして、3点目は、イベントの開催等についてです。全国規模での人の移動を伴うような大規模イベントの自粛をお願いするのは当然ですが、比較的小規模なイベントにつきまして、今から2週間程度までの間、10人以上のイベントは自粛していただき、今月下旬になれば、50人未満のイベント等は開催していただいても良いという考え方で、これを超えるようなイベントの開催や参加は自粛をお願いしたいと考えております。

- 緊急事態措置を緩和していくことの大前提として、国の専門家会議で提言された「新しい生活様式」を実践し、感染拡大防止のための新しい生活スタイルを取り入れていく話が出ております。こういったことについて、県民の皆さまにお知らせし、実践をお願いしていくことに併せて取り組みたいと考えております。
- その他の取り組みとして、働き方改革に関わる部分がございます。5月6日までの取り組みとして、特に通勤などを念頭に置いて、人と人との接触を最低7割、極力8割削減という数値目標を掲げて取り組んでもらいたいという要請がございました。
- 今回の対処方針では、数値目標は特定警戒都道府県の13都道府県に限定し、本県を含むそれ以外の34県については、テレワークや時差出勤等を推進して、できるだけ人と人の接触を減らすことに引き続き取り組むことになりました。このため、数値目標を外して、テレワークや時差通勤等の推進を県民の皆さまや事業所の皆さまにもお願いいたします。
- 県立施設については、数日間の準備期間をいただいた上で、原則、5月11日から開館する方針です。
- 県立学校の再開については、4月末に教育委員会が考え方を示しておりますが、現在のような感染状況で推移していくとすれば、原則、5月25日から完全に再開することとし、それまでの間は時間割などを設定して補習を行っていただき、開校準備をしながらの臨時休校という形で対応していただこうと考えております。
- 飲食店の事業者の方々におかれましては、これまで大変厳しい経済状況の中で、感染防止対策のほか、休業や営業時間短縮にご協力いただけてまいりました。この場を借りまして、厚くお礼を申し上げます。
- 今回、休業等の要請を解除させていただきますが、これは、新型コロナウイルス対策が必要となった2月以前の状態に直ちに回復ができるということでは、決してございません。全国で緊急事態宣言が延長されている状況です。引き続き、社会経済活動の再開と感染拡大防止を両立することが求められている局面です。5月7日以降、営業を行う場合には、しっかりとした感染対策を講じていただくようお願い申し上げます。

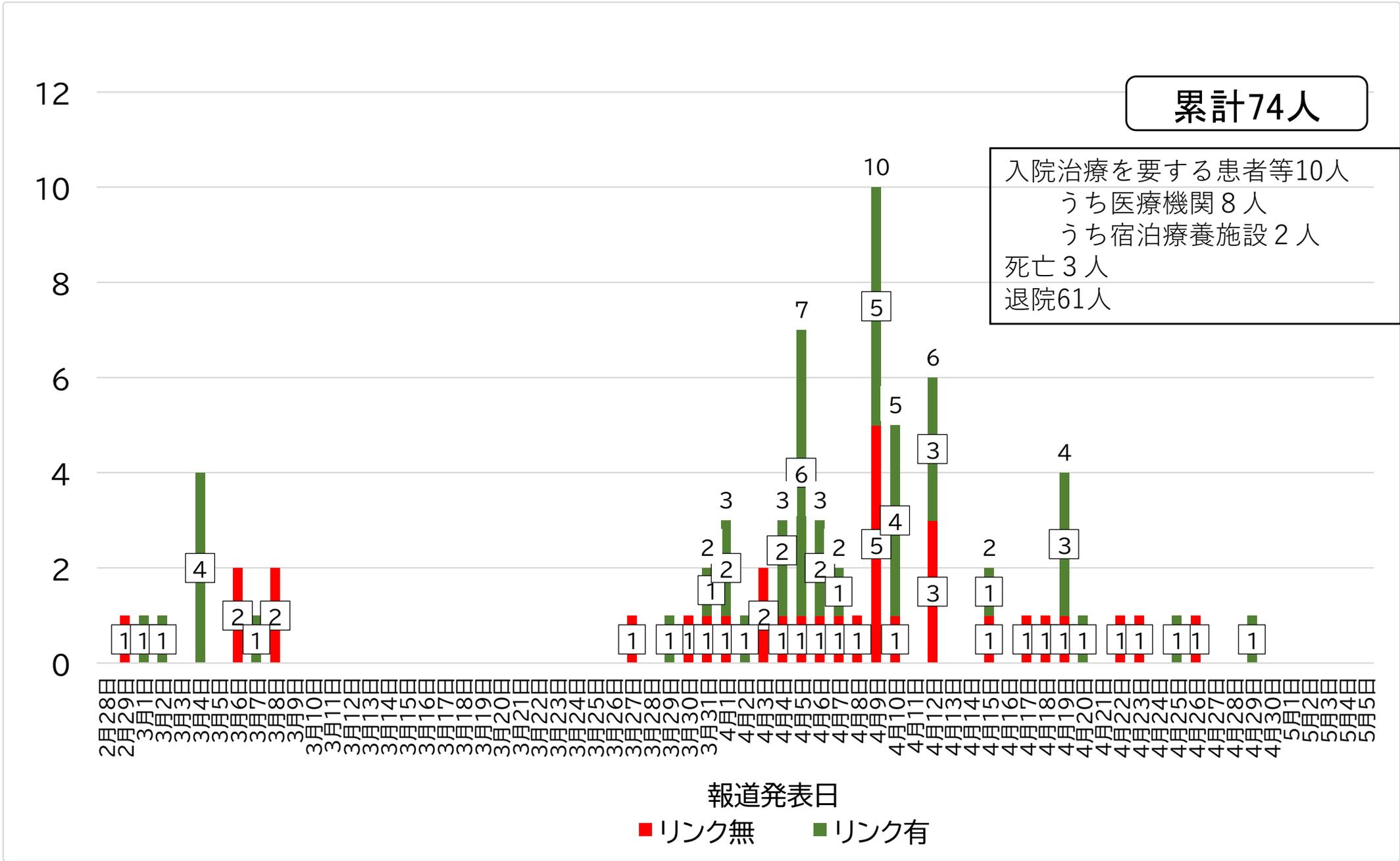
- 具体的には、マスクの着用、手洗いまたは消毒、そして距離を1メートル以上保つこと、換気や室内消毒といった内容です。
飲食時にマスクを外すことになる飲食店につきましても、お客様が店内にいる時間を短時間にする、家族または小規模グループでの会食に限定する、大きな声での会話はしないといった点に特に留意することを、改めて飲食店の事業者の皆さまにお願いしたいと思えますし、このルールは、飲食店に限らず、一般的な物販等の店舗などに関しましても、同じような形でお願いをしていくということ、業界団体などを通じてお願いしていく考えです。
- 感染拡大防止の対策については、国の専門家会議においても、「長丁場になる」と判断されております。抜本的な解決には、特に国の努力や国際的な努力により、治療薬やワクチンの開発といったものをしっかりと進めていただかないと、収束の道筋が明確に見えてくるとは言い難い状況です。
- また、専門家によっては、年単位での覚悟が必要ではないかといったお話もあります。本県で今まで続いた第2波の感染拡大につきましても、3月下旬の3連休において、全国的に雰囲気は緩んだ中で、県外からの往来もあり、県内でも緩みもあったことが、その2週間後の感染拡大に繋がってきたことは否定することができない事実だと思えます。
- 今回、県民の皆さまの社会経済活動への制約をできるだけ少なくしていく趣旨で、外出自粛等の見直しを行うことにさせていただきましたが、直ちに2月以前の状況に戻って良いということでは決してない、と改めて申し上げます。
- 「感染拡大の防止対策」と「経済活動の再開」との両立を図っていくことが必要不可欠です。これが無く、一気に以前の状態に戻ることになりますと、第3波、第4波の感染拡大が県内にも発生して、不本意ながらも、県民の皆さまにいろんな形での制約をまたお願いせざるを得ない場面が生じる懸念が大いにございます。
- 「新しい生活様式」や感染拡大の防止対策につきましても、どうかご理解をいただき、また、今までと違った形での県の対策へのご協力を心よりお願い申し上げます。

令和2年5月5日

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長
(知事) 濱田 省司

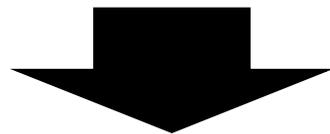
新型コロナウイルス感染者数の推移（日毎） （5月5日14時時点）

(人)



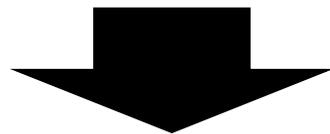
新型コロナウイルス感染症の 最近の患者発生状況

4/15～4/21 ⇒ 9名



0.4倍

4/22～4/28 ⇒ 4名



0.25倍

4/29～5/5 ⇒ 1名

県内発生事例の大まかな傾向と必要な対策

- ◆これまでに高知県内で判明した新型コロナウイルス感染症の患者（74名）について大まかな傾向を分析
- ◆各事例のキーワードから大まかな傾向を把握し、各々に対する対策を検証

大まかな傾向(キーワード)	必要な対策
職場(10件程度) ----- 家庭(20件程度)	<ul style="list-style-type: none">• 手洗い・咳エチケットの徹底
感染経路不明(30件程度) ----- 会食・長時間の会話(5件未満)	<ul style="list-style-type: none">• 3密(密閉・密集・密接)の回避• 集会・イベントの中止、参加を避ける• 昼間を含む外出自粛(人同士の接触を減らす)
カラオケ・バー等(15件程度) ----- 他県との往来(5件未満)	<ul style="list-style-type: none">• 夜間の外出自粛(特に接待を伴う飲食等)• 家族以外との会食を避ける• 感染拡大地域との往来を控える

(注) 大まかな傾向(キーワード)については、必ずしもその場において感染が成立したことを確定するものではない。重複計上のため、合計は患者数と合致しない。

高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等

5月6日に終了

- 1 昼夜を問わない不要不急の外出自粛
- 2 休業要請（接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス）
- 3 営業時間短縮の協力要請（飲食店、旅館・ホテルの飲食提供）

要請解除

5月7日～31日まで

- 1 不要不急の他県との往来自粛（観光などによる県外からの来高を含む）
- 2 「夜間の繁華街の接待を伴う飲食店」、「カラオケボックス」、「ライブハウス」への出入り自粛
- 3 一定規模のイベント等の開催・参加の自粛
10人以上のイベント等自粛：5月20日まで 50人以上のイベント等自粛：5月31日まで
- 4 「新しい生活様式」の実践

その他の取り組み

・ 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の推進

県立施設

・ 原則、5月11日から開館

県立学校

・ 原則、5月25日から再開の方針

5月7日以降に営業を行う県内店舗へのお願い

- ◆ これまで感染防止対策にご協力いただき、深く感謝いたします。
- ◆ 県内の店舗において営業を行う際は、以下の①～④全ての感染対策を講じていただくようお願いいたします。（特に、①において来店者のマスク着用を必須とするのは、来店者と従業員の健康を守るためです。）

- ① 来店者全員（注1）と従業員全員がマスクを着用してください。（注2）
（布マスク等着用でも可）
- ② 来店者全員・従業員全員が手洗い又は手指消毒を行ってください。
（店舗入口に消毒液を設置すること等）
- ③ 従業員・来店者・客席間の距離を1メートル以上保ってください。
（1メートル以上の距離を保てない場合は透明なビニール等で仕切るなどの工夫を行ってください。）
- ④ 可能な限りの換気と適時の室内消毒を行ってください。

（注1） 飲食時にマスクを外すことになる飲食店等については、以下の3要件を全て満たすようにしてください。

- （ア）店内にいる時間を短時間にすること
- （イ）家族又は小規模なグループでの会食に限定すること
- （ウ）大きな声での会話をしないこと

（注2） マスクを着用するにあたっては、耳の不自由な方が困らないよう、筆談などの配慮をお願いします。

「新しい生活様式」の実践例①

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



「新しい生活様式」の実践例②

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定